

事務連絡
令和7年7月14日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

デジタル版健康手帳交付に係る取扱いについて

健康増進施策等の推進については、日頃から格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、国家戦略特区における取組として、「市区町村において、健康増進法第17条に基づく健康増進事業の一環としてデジタル版の健康手帳の交付が可能であることや、健康増進法の趣旨を踏まえ判断することにより、40歳未満の者に対しても健康手帳を交付することが可能であることについて、2025年度の可能な限り早期に明確化する。」とされたことを踏まえ、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

各都道府県におかれては、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対しても周知をお願いします。

記

健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項に基づく健康増進事業として実施される健康手帳の交付については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」（平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。以下「健康増進事業実施要領」という。）において、原則として対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとしているところであるが、市区町村の判断によりデジタル版の健康手帳を交付することは可能である。

また、健康手帳は特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的としている。そのため、健康増進事業実施要領においては、40歳以上をその交付の対象としているが、地域の実情に応じ、その対象年齢に関して柔軟に対応することは可能である。

以上